第一号議案 一九三四年度活動方針大綱（草案）

執行委員会提出

一、一般斗争方針

一、一般的斗争

1、小作料減免・小作制度に対する斗争

農民組合の運動の最初であり基本になるものは言ふ迄もなく此の斗争である。縣下の小作料は組織地に於ては一應或程度の永久減を斗ひ取つてゐる。この永久減のために、それ以上小作料の減免をなすのは無理だと称し、小作料減免斗争に限界が來、凶年の外に減免はやれないと考へてゐるものがあれば、それは間違ひである。現在我々の支拂つてゐる小作料は決して安くない。農産物は安い。反対にインフレのおかげで肥料其の他の工業製品は高い。所謂シエーレ（鋏形價格差）の拡大だ。この傾向は今後いよ〳〵はげしくなつてゆく。小作農民の生活は一層苦しくなるのだ。現に政府の統計を見ても小作農民の生活は赤字だ。こつから我々の減免の理由が出るのだ。「食へぬから負けろ」だ。「凶作だから負けろ」ではいけない。食へる迄頑ばさなければならぬ。遊んで居る者が食へぬことはあつても、仂く百性が食へぬと言ふ事は不合理だ。

小作料に対する斗争は更に現在の半封建的な小作制度自体へまで戦ひを進めなければならぬ。

従つて我々の斗争は単に小作料の土台を下げさせる丈でなく、或は「検査がきびしいから奨励米を増加せよ」「運賃は地主の負擔だ」「畦畔は負けろ」「滞納小作料××」「用排水の設備改善」「水利費用地主負担」「小作証書の書替反対」「悪名代人排撃」等々いやしくも小作料と小作制度とについて、小作農民の利益にならぬ事には、あくまで戦つてゆかねばならぬ。

小作料減免斗争は部落を基礎とし、ビラ・デンタン・演説会・小作人大会・農民大会へ発展さし、大衆デモ・大衆交渉・差押へへの大衆動員かとられ、更に大地主別斗争等へ進ませねばならぬし、減免斗争には必ず共同保管をなすべきだ。共同保管は一方には差押への予防であるし、又切崩し防止、争議費用のジユン澤・共同意識の植付けになるのだ。

我々の戦術は常に新らしきものを攝取してゆかねばならぬ。敵も戦術を研究してゐる。古い十年一日の戦術では駄目だ。政治的社会的戦術が必要だ。減免斗争を他の斗争と結びつけ組織外の一般大衆の力を利用して斗ふ事を忘れてはならぬ。解決は常にキツパリとつけることだ。過去にとらルたズル〳〵ベツタリの解決は危険を伴ふからさけなければならぬ。

2、土地に対する斗争

本年度の小作争議は過去の最高レコードであるが、其の半分以上は土地斗争である。大地主の賣逃げ中小地主の没落、農具の発達等々によつて、取上争議はいよ〳〵増加してゆく。今日では農民運動の主流は、小作料